

仲介支援等を行うM&Aプラットフォームの皆様

2025年2月  
中小企業庁財務課

### 今後のセンターにおける仲介支援等を行うM&Aプラットフォームとの連携について

平素より中小企業への支援にご協力をいただいております。この度、中小企業が安心してM&Aに取り組める体制を一層強化するため、下記の対応をお願いいたしたく、ご連絡させていただきます。

### 記

M&Aは後継者不在の中小企業の皆様が事業を引き継ぐためにとりうる重要な手段であり、中小企業の皆様が安心してM&Aに取り組むことができる環境を整備していく必要がございます。

このような中で生じた不適切な譲り受け側によるトラブル等は、M&Aそのものへの信頼性を揺るがしうる極めて重大な事案であり、適切な対策が図られることで解消されることが強く求められております。

このため、中小企業庁としては、「中小M&Aガイドライン」の改訂や「M&A支援機関登録制度」の運用により、仲介事業者、ファイナンシャル・アドバイザー（FA）、金融機関等のM&A支援機関において適切な対策が図られることを促してきたところですが、更に規律の浸透を図る必要があると考えております。

このような問題意識から、事業承継・引継ぎ支援センター（以下、「センター」という。）に相談のあった案件の橋渡し先である、仲介支援等を行うM&Aプラットフォームの登録基準について改訂させていただきます（2025年4月1日より適用）。

種々の改訂を実施しておりますが、特に「中小M&Aガイドライン」の遵守宣言等を登録要件とする「M&A支援機関登録制度（<https://ma-shienkikan.go.jp/>）」への事前の登録が必要となります。

以上を踏まえまして、以下のご対応をお願い申し上げます。

- 新規約を踏まえまして、2025年4月1日以降もセンターとの連携を希望される場合は、2025年3月14日（金曜）までにセンターあてにご連絡いただき、2025年3月末までに新登録申請書をご提出ください。また、センターとの連携を希望しない場合についてもその旨をご連絡ください（仮にご連絡がない場合は、センターとの連携を希望されないと判断いたします）。なお、センターとの連携を希望しない場合については、2025年3月末以降、センターとの連携を終了します。

以上